

産業廃棄物再生利用業(再生輸送業) 指定申請に必要な書類

1. 産業廃棄物再生利用業指定申請書【様式第5号】(第1面から第3面)
2. 事業計画の概要書【別紙11】

添付書類：排出事業者における発生工程表又は分析表等

3. 再生輸送の用に供する施設【別紙3】

添付書類：①運搬車両(船舶)の写真【別紙5】[3ヶ月以内に撮影したもの]

②道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面(船舶の場合は、船舶検査証書の写し)

③船舶の場合は、岸壁等積卸場所の付近見取図と平面図及び岸壁等の占有を証する書類

④車両等を他の者から借用する場合は、車両使用承諾証明書【別紙6】

⑤運搬容器を使用する必要がある場合は、容器の写真

4. 事務所及び事業場の所在地一覧表、業務経歴【別紙1】

5. 事務所及び事業場の付近見取図

6. 事業開始に要する資金及び調達方法【別紙12】

7. 法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署発行の納税証明書 その1等)

8. 個人の場合は、資産に関する調書【別紙13】

9. 個人の場合は、直前3年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署発行の納税証明書 その1等)

10. 法人の場合は、定款(申請日時点で原本証明したもの)又は寄附行為及び法人の登記事項証明書(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)に規定する履歴事項証明書(全部事項証明書)をいう。以下同じ。)[発行日より3ヶ月以内]

11. 個人の場合は、住民票の写し(本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)の記載を省略したもの。以下同じ。)、及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記等の登記事項証明書」という。)(注)[発行日より3ヶ月以内]

12. 法人の場合は、役員全員の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)[発行日より3ヶ月以内]

13. 法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)[発行日より3ヶ月以内]

〈株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書〉

14. 申請者に政令で定める使用人がある場合は、使用人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)[発行日より3ヶ月以内]
15. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)[発行日より3ヶ月以内]
16. 誓約書 【 別紙 9 】
17. 積替え又は保管の用に供する施設 【 別紙 4 】 ≪ 積替え保管を含む場合 ≫
添付書類：①施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
②施設の土地・建物の登記事項証明書(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)に規定する全部事項証明書をいう。)[発行日より3ヶ月以内]及び地籍図等
③上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証する書類
18. 取引関係 【 別紙 2 】
添付書類：①排出者、再生活用業者との取引関係を証する書類
②再生活用業者の指定証の写し
19. 付属設備の概要並びに生活環境保全上の対策【 別紙10 】
20. その他市長が必要と認める書類

(注)「後見登記等の登記事項証明書」のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添付すること。

正副2部